

コミュニティセンターの有料化について

1 コミュニティセンターの有料化の考え方について

本市の公の施設の多くは老朽化が進んでいます。

施設を継続して運営していくためには、多額な更新費用や維持管理・運営費用が必要となります。

これまでも本市の公の施設の一部では使用料をいただいておりますが、算定方法や改定時期などについての統一した基準がありませんでした。

また、使用料を個別の施設ごとに設定してきたことで、同種の類似施設において様々な差が生じています。

このような状況を踏まえ、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくために、使用料の基本的な考え方を整理した「公の施設の使用料に関する基本方針」を策定し、これに基づき、これまで無料でありましたコミュニティセンターについて使用料をいただくこととなりました。

新たにご負担をおかけしますが、よろしく願いいたします。

2 コミュニティセンターにおける使用料の概要について

コミュニティセンターの使用料は、「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づいて設定いたしました。各施設の対象原価から1㎡当たりの時間単価を算出し、使用する部屋の面積に応じた額とした上で、社会教育施設としての性質や、近隣自治体の使用料や同種・類似のサービスを提供する施設の使用料を考慮し、調整を行いました。

(1) 対象施設

コミュニティセンター22施設

(追浜地区においては、追浜コミュニティセンター、追浜コミュニティセンター南館、追浜コミュニティセンター北館)

(2) 貸出単位

貸出し単位を3時間から1時間に変更します。